

# 定期駐車券交付申請書

相模原市長あて

No,			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

申請日 年 月 日

フリガナ

申請者

氏名

〒

住所

電話番号 ( ) -

裏面の承諾書に記載されている定期駐車券利用に係る承諾事項を理解し、署名をしたうえで、次のとおり、定期駐車券の交付を申請します。

<b>申請期間</b> (4月1日～翌年3月31日までの間で、月の初日から末日までの1カ月単位でご記入ください)			
年 月 日 ~ 年 月 日			
<b>定期券の種類</b>	全日定期券	平日土曜定期券	平日定期券 二輪自動車全日定期券
<b>領収証発行</b>	自動発行レシートが良い		宛先を明記した領収証を希望する
<b>料金支払方法</b>	現金(来所)	銀行振込(手数料は申請者負担となります)	月度により併用
<b>申請車両</b> (定期券は申請車両以外にはお使いになれません)			
登録番号	車名	車体色	排気量[2輪のみ]
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	cc
<b>所有者</b> (自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載の所有者をご記入下さい) <b>申請者と同じ場合は省略可</b>			
氏名[名称] フリガナ			
住所 〒			
電話番号			

本申請に対する許可については、定期券交付をもってこれにあてます。

決裁欄

グループ長	次長	扱者	処理	
			入力日	確認

# 承 諾 書

相 模 原 市 長 あて

私は、相模原市営相模大野駅西側自動車駐車を定期駐車券で利用するにあたり、次の「定期駐車券利用に係る承諾事項」を必ず遵守いたします。

万一、承諾事項に違反する行為があり、定期駐車券が無効となっても一切異議を申しません。

年 月 日

申請人氏名

## 【 定期駐車券利用に係る承諾事項 】

- 1, 定期駐車券の料金と有効期間は「1か月単位」で、「その月の1日から末日まで」となります。「月の途中からのご利用開始」や「月の途中でのご利用停止（解約）」の場合、「料金の日割り扱い」や「既納済の料金の返金」はできません。
- 2, 定期駐車料金は「その月」(利用月)分を前月の20日から月末までの間でお支払願います。  
定期駐車料金が月末までに支払いがされない場合、定期の有効期間が切れてしまいます。翌月1日以降に入場した際には、一時利用となるため、一時利用料金をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
- 3, 入出場できる時間は**午前6時から午後12時「24時」まで**です。これ以外の時間の入出場は一切できませんのでご注意ください。
- 4, **普通自動車等の駐場所は7階及び8階とします。**ただし、係員から指示があった場合は、その指示に従ってください。  
(二輪車専用駐車区画へは駐車出来ません)
- 5, 二輪自動車は指定された駐車区画内に駐車してください。また、係員から指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 6, 駐車が満車のときは、優先しての入場はできません。
- 7, 普通自動車等の保管場所の証明（車庫証明）はできません。
- 8, 駐車できる**普通自動車等**は、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもので、**長さ5.3メートル、幅1.9メートル、高さ2メートル**を超えない自動車です。
- 9, 駐車できる**二輪自動車**は、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる二輪自動車(排気量125ccを超えるもの)で、**長さ2.5メートル、幅1.15メートル、高さ2メートル**を超えない二輪自動車です。
- 10, 定期駐車券交付申請書に記載された自動車をご利用ください。自動車の買換え等により申請車両を変更する場合は、事前に駐車場管理事務所へ届け出てください。
- 11, 定期駐車券を紛失・汚損等した場合には、直ちに駐車場管理事務所へ届け出てください。
- 12, 定期駐車券を改変したり、指定された自動車以外の自動車等に使用したり、その他不正に使用したときは、定期駐車券は無効とし、回収します。
- 13, 定期駐車料金の還付は、災害等特別な理由のほかは一切いたしません。
- 14, **定期駐車の利用を中止(解約)する場合は、前月の20日までに申し出てください。**
- 15, 定期駐車券の利用を中止する場合、又は有効期間が終了した場合、定期駐車券は、駐車場管理事務所へ返却してください。  
(定期駐車券発券台紙の所有権は相模原市に帰属します)
- 16, **駐車場内での事故あるいは天変地異等による損害並びに火災・盗難等が発生しても一切の責任を負いません。**
- 17, 車両にカバー等を装着される場合は事前に駐車場管理事務所へ申し出て下さい。
- 18, タイヤチェーンを装着しての駐車場の入場はご遠慮ください。
- 19, 駐車場内に、一切の私物を置くことはできません。置かれたものは、施設管理上一般の放置物として、移動・処分する場合がありますのでご承知おきください。
- 20, 上記のほか、相模原市営自動車駐車場条例及び施行規則等の規定を守り、利用してください。  
相模原市営自動車駐車場条例及び施行規則、市営駐車場における定期駐車券の利用に係る取扱要領及び市営駐車場における二輪自動車定期駐車券の利用に係る取扱要領は駐車場管理事務所に備え付けてあります。